

水戸市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の審査を受けた場合
当該登録住宅性能評価機関が交付する長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項第1号、第2号及び第4号若しくは第5号に掲げる基準に適合することを証する書面又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書
- (2) 住宅品質確保法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定又はこれと同等の確認を受けた型式に適合する住宅又はその部分を含む住宅である場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書又はこれと同等の確認書の写し
- (3) 住宅である認証型式住宅部分等（住宅品質確保法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等をいう。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅である場合 住宅品質確保法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (4) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に規定する長期使用構造等とするための措置についての基準と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合 住宅品質確保法施行規則第80条第1項に規定する特別評価方法認定書の写し又は当該同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（住宅品質確保法第58条第1項に規定する特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法若しくは特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析若しくは測定又はこれと同等の試験の結果の証明書を含む。）

(市長が不要と認める図書)

第3条 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

- (1) 前条第1号に掲げる図書を提出した場合 各種計算書。ただし、構造計算の概要を記載した図書を除く。
- (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める事項を明示することを要しないものとする

ることにより、省令第2条第1項の表各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しない場合 当該各項に掲げる図書

ア 前条第2号に掲げる図書を提出した場合 住宅型式性能認定書にあつては住宅性能評価（住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）の申請において、同等の確認書にあつては長期優良住宅建築等計画の認定の申請においてそれぞれ明示することを要しない事項として指定された事項

イ 前条第3号に掲げる図書を提出した場合 住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定された事項

第4条 削除

（長期優良住宅建築等計画の通知等）

第5条 法第6条第3項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、認定（変更認定）申請通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第6条第4項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項に規定する確認済証は、適合通知書（様式第2号）とする。

（認定しない旨の通知）

第6条 市長は、法第5条第1項から第3項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）があつた場合において、当該認定申請に係る認定をしないときは、認定しない旨の通知書（様式第3号）により当該認定申請をした者に通知するものとする。

（認定申請の取下げ）

第7条 認定申請をした者は、当該認定申請に係る認定を受ける前に当該認定申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第4号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による取下げが法第6条第3項の規定による通知後にあつた場合は、認定（変更認定）申請取下通知書（様式第5号）により速やかに建築主事に通知するものとする。

（報告）

第8条 法第12条の規定による報告は、建築及び維持保全の状況報告書（様式第6号）に關係図書を添えて行わなければならない。ただし、当該報告が認定長期優良住宅の建築工事の完了に係るものであるときは、工事完了報告書（様式第7号）に關係図書を添えて行わなければならない。

（改善命令）

第9条 法第13条の規定による命令は、改善命令書（様式第8号）により行うものとする。

（取りやめる旨の申出）

第10条 法第14条第1項第2号の規定による申出は、取りやめる旨の申出書（様式第9号）の正本及び副本により行わなければならない。

（取消しの通知）

第 11 条 法第 14 条第 1 項の規定による取消しは、取消通知書（様式第 10 号）により行うものとする。

付 則

この規則は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。